

第17回 経営トップセミナー

「競争政策の国際的展開と企業活動の留意点」

講師 元同志社大学・客員教授
元公正取引委員会・委員

山田 昭雄
(ジョーンズ・デイ法律事務所 シニアアドバイザー)

I 国際カルテルの摘発強化、厳罰化の状況

はじめに

- ・90年半ば以降、国際カルテルに対する規制が各国当局で強化されている。最近では、自動車部品カルテルに対し、米国は日本企業37社、総額26億ドルの罰金。個人58人を起訴、うち28人が実刑(1年～2年の禁固刑)。
- また、最近では 中国、韓国、ブラジル当局の執行が活発化。
- ・独占禁止法違反に伴うリスクは極めて大きい。規制当局の他に、民事損害賠償請求が提起、その請求額は巨額。
⇒ 訴訟への対応、企業イメージのダウン、人材の喪失など損失も大。
- ・グローバル企業にとって、外国競争法コンプライアンスが極めて重要
 - 公取委、経産省とも推進
- 経営トップのイニシアティブによるコンプライアンスの徹底、リスクの管理、回避の方策の推進を図ることが重要
 - 違反行為の未然防止、研修、危機管理

1 米国反トラスト法の概要と執行状況

(1) 水平的制限行為規制の概要

— シャーマン法1条

州間または外国との取引、通商を制限するすべての契約、トラストその他の結合又は共謀は重罪

— 行為類型

- ・ 価格協定: 価格の算定方法、値引率、価格表の統一化も含む
- ・ 入札談合: 受注予定者、受注予定価格の決定
- ・ 市場分割: 販売地域、顧客、事業分野を分割又は制限する協定
- ・ 共同の取引拒絶: 事業団体の自主規制、資格制限等も含む
- ・ 情報交換活動: 情報の新規性、市場の寡占化、製品間の代替性を考慮
- ・ 共同研究開発、ジョイントベンチャー: 競争促進、技術革新など影響で判断

2

— 当然違法の原則 (per se illegal)

- ・ 反競争的效果の存在が明白である行為類型
(価格協定、入札談合、市場分割、共同の取引拒絶)
- ・ 行為の外形から違法と判断
(市場構造や競争への影響を詳細に分析しない)

— 合理の原則 (rule of reason)

- ・ 行為の目的、性質、市場の競争への影響を検討
- ・ 競争促進効果と競争制限効果の分析

○ 罰則

法人 1億ドル以下の罰金

個人 100万ドル以下の罰金、10年以下の禁固刑又はその併科

* 罰金額は違法行為により得た利益または与えた損害額の2倍まで引き上げ可能(量刑改善法)

○ リーニエンシー制度 最初に申請した法人、個人

リーニエンシー・プラス、リーニエンシー・マイナス

3

(2) 米国における刑事事件の最近の動向

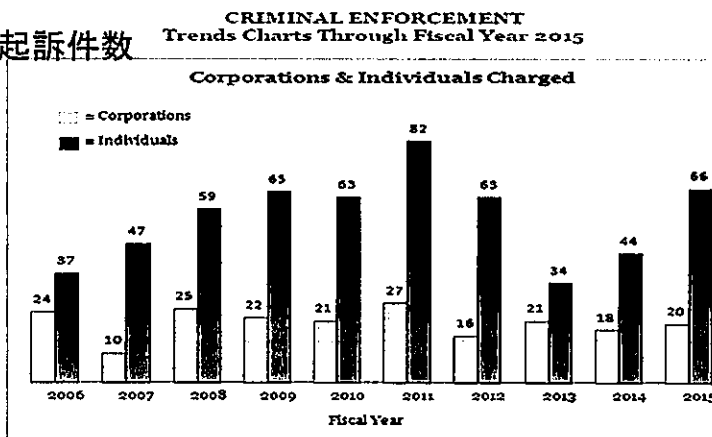
・運用状況：図1 2015年 20企業 個人66人を刑事訴追。罰金総額36億ドル

- ・ 90年代は外国人に対し、実刑を抑制
2001年の液晶パネル事件以降 実刑判決が出されている。
自動車部品カルテルでは37社が司法取引。罰金総額26億ドル 28人が禁錮刑。
- ・ 外国人を含め禁錮刑の期間が長期化 (2010～2015年 24か月)
- ・ 司法取引に応じ、略式起訴か、これに応ぜず正式起訴か。
裁判で争った事例：液晶ディスプレイ事件 台湾 AU Optronics社
会社 罰金5億ドル 個人 1名は無罪となったが、2名 禁錮3年
- ✓ 個人：大陪審にも出頭しない場合には 正式起訴：国際逃亡犯罪人としてICPOに登録
マリンホース事件 イタリア人海外旅行中にドイツで逮捕。EU人権裁判所に提訴したが、
米国に移送される。司法取引 (禁錮2年罰金5万ドル)
- ・ 司法省の訴追方針：役員、幹部社員をカーブアウトし、起訴対象としている。
自動車部品カルテルでは、元代表取締役が実刑判決を受けている事例もある。

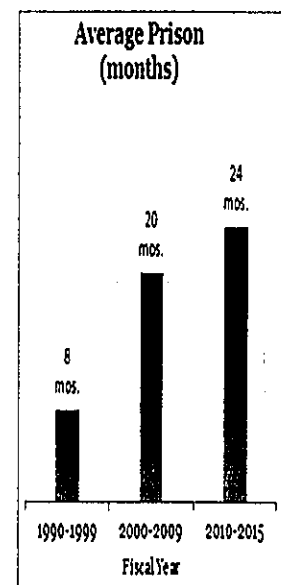
4

図1 米国における執行状況

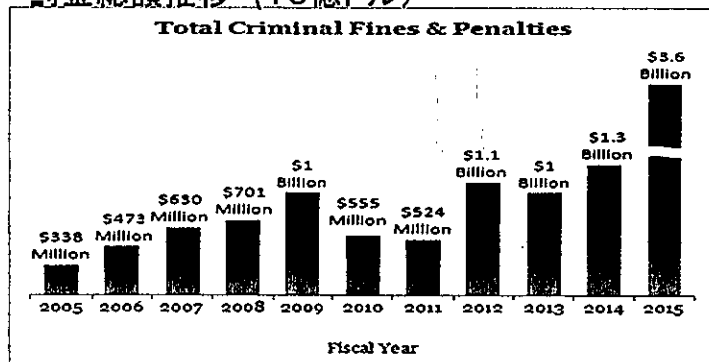
起訴件数



禁錮刑の期間(月)推移



罰金総額推移 (10億ドル)



司法省HPより作成

5

<図2 米国 罰金が科された企業上位10社>

	事業者名	年	罰金額(\$)	対象製品
1	AU Optronics(台湾)	2012	5億	液晶ディスプレイパネル
2	F.ホフマン・ラ・ロッシュ(スイス)	1999	5億	ビタミン
3	矢崎総業	2012	4億7000万	自動車部品
4	ブリヂストン	2014	4億2500万	自動車部品
5	LG Display (韓国)・同米子会社	2009	4億	液晶ディスプレイパネル
6	エールフランス・KLM	2008	3億5000万	国際航空輸送(貨物)
7	大韓航空	2007	3億	国際航空輸送(貨物・旅客)
8	英国航空	2007	3億	国際航空輸送(貨物・旅客)
9	サムスン・同米子会社	2006	3億	DRAM
10	BASF AG (ドイツ)	1999	2億2500万	ビタミン

(米国司法省公表資料「ANTITRUST DIVISION Sherman Act Violations Yielding a Corporate Fine of \$10 Million or More」より作成。上位50位の中に日本企業が22社が含まれ、うち、自動車部品関係は13社。)

6

図3 司法省より1億ドル以上の罰金が科された日本企業

	企業名	年	対象商品・サービス	罰金額(100万ドル)
3位	矢崎総業	2012	自動車部品	470
4位	ブリヂストン	2014	自動車部品	425
12位	古河電気工業	2011	自動車部品	200
13位	日立オートモティブ	2013	自動車部品	195
14位	三菱電機	2013	自動車部品	190
17位	ミツバ	2013	自動車部品	135
19位	三菱商事	2001	黒鉛電極	134
20位	東洋ゴム工業	2014	自動車部品	120
21位	シャープ	2009	液晶パネル	120
23位	日本航空	2008	航空サービス	110
26位	ジェイテクト	2013	自動車部品	103

2015.6 米国司法省公表資料より作成

7

(3) 米国における民事訴訟の動向

- クラスアクション制度:被害者が集団訴訟により損害賠償
・損害賠償額が巨額となる。
・原告:カルテル対象商品の直接又は間接の購入者
(例) LCD事件
間接の購入者のクラスアクション7社 総額5億3800万ドル
直接の購入者の損害賠償請求 8社 総額3億8800万ドル
 - ディスカバリー(証拠開示)手続きにより 膨大な資料提出要請。
費用、時間の負担が大。
 - 州司法長官による父権訴訟 州内の消費者を代表して連邦法に
基づく3倍額代表訴訟の提起
- * 司法省の起訴前に民事訴訟が提起されるケースもある。

8

2 EU 競争法の概要、執行状況

(1)カルテル規制

- 機能条約第101条1項
・競争を阻害、制限、歪曲する目的又は効果を有するすべての企業間の協定、事業者団体の決定及び協調的行動を禁止
(行為類型)
- ① 価格協定、入札談合、生産調整、市場分割
ハードコア制限 市場への効果の認定は不要
- ②その他の水平的協定
・R&D協定(一括適用免除規則) :市場シェア基準 合計25%
・専門化協定(一括適用免除規則):市場シェア合計20%
・水平的協定の分析に関するガイドライン
- 情報交換活動 厳しい規制
- ✓ 市場の状況、寡占度、透明性
- ✓ 交換される情報の内容、公開の有無、情報交換の頻度

9

- 適用免除 (機能条約101条3項)
 - ・効率性の向上(製造、流通改善、技術的、経済的發展)
 - ・目的達成に不可欠な制限
 - ・消費者による利益
- 罰則
 - 制裁金: 上限は直近年度の全世界の売上高の10%
 - ・単一経済主体理論: 子会社の行為に親会社も責任分担(支配、管理)
 - ・刑事罰 個人に対する処罰がない。加盟国において処罰
- リーニエンシー制度 数に制限がない。提出証拠と協力、裁量制
- (2) 手続き
 - ・和解制度(2008年) 違法行為への関与と法的責任を認めた場合
制裁金を10%減額、処理の迅速化
- EU委員会決定に対する司法審査
 - 一般裁判所→ 欧州裁判所
 - ・ガス開閉装置事件 日本企業2社がEU決定の取り消しを求める訴訟
一般裁判所はEUの制裁金算定方法が平等原則に反する等として、取消。
EUは制裁金を減額。2社は違反行為自体がないと上訴 (2015. 12 認められず。)
 - ・燃料サーチャージ国際カルテル: EU委員会 13社に総額7億9000万ユーロの
制裁金。12社提訴 一般裁判所判決: 制裁金の決定を無効と判決
(主文と違反事実認定に齟齬)

10

(運用状況)

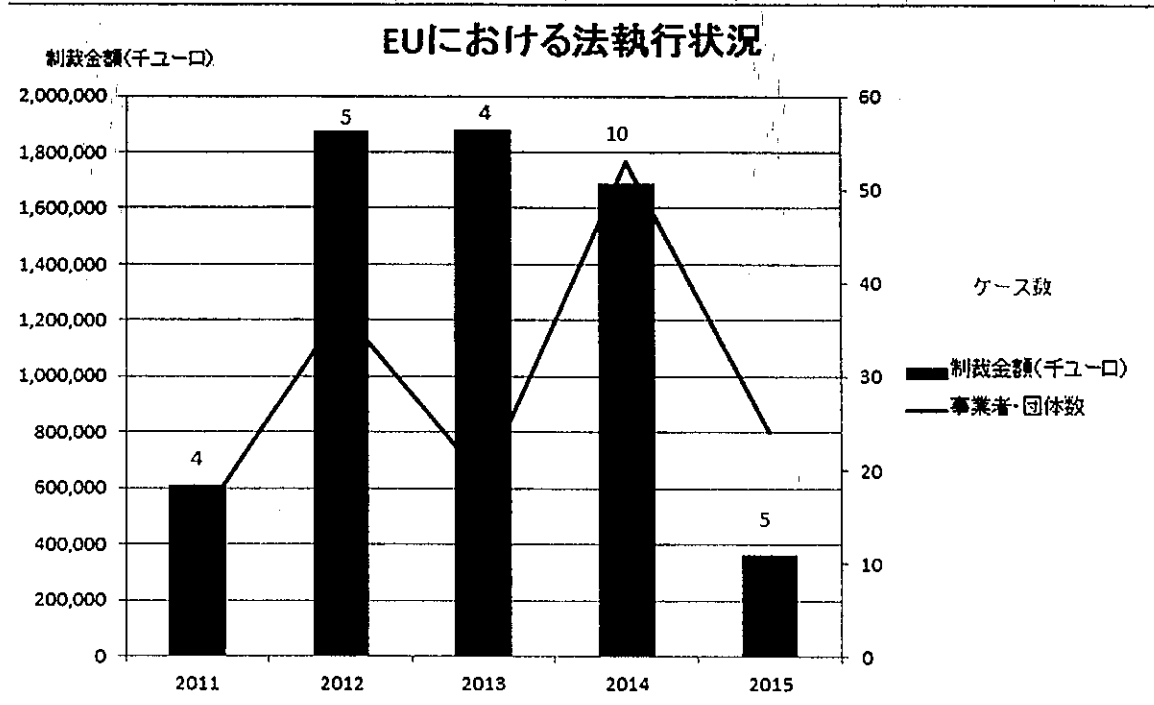
図4のとおり。2012年以降制裁金総額10億ユーロ以上と極めて巨額。

- ・日本企業が参加する国際カルテルに対しても厳しい制裁
自動車ベアリングカルテル: NTN2. 0億ユーロ、
- ・IT, ネットワーク産業への法適用を積極化。
 - ・クアルコム: 携帯電話向けの略奪的価格設定で調査開始
 - ・グーグル: 検索サービスで自己の買い物サイトに優先的に表示
- ・民事訴訟の活性化に向けた取り組み
(2013 指令; 証拠開示、加盟国の決定による違反行為の推定、
時効; 少なくとも5年間(調査中1年間は時効の中断、間接購入者の原告適格、
損害発生 の推定)

11

(3) EUにおける法執行状況 (図4)

	2011	2012	2013	2014	2015	小計
制裁金額(千ユーロ)	614,053	1,875,694	1,882,975	1,689,497	364,531	6,426,750
事業者・団体数	14	37	19	53	24	147
ケース数	4	5	4	10	5	28



12

< EU 制裁金が課された企業上位10社 図5>

	事業者名	年	制裁金額(€)	対象製品
1	Saint Gobain	2008	8億8000万	自動車用ガラス
2	フィリップス	2012	7億0530万	ブラウン管
3	LG Electronics	2012	6億8754万	ブラウン管
4	Deutsche Bank AG	2013	4億6586万	銀行間取引金利
5	F.ホフマン・ラ・ロッシュ	2001	4億6200万	ビタミン
6	Societe Generale	2013	4億4588万	銀行間取引金利
7	シーメンス	2007	3億9656万	ガス絶縁開閉装置
8	Schaeffler	2014	3億7048万	自動車部品
9	Pilkington	2008	3億5700万	自動車用ガラス
10	E. ON GDF Suez	2009	3億2000万 3億2000万	ガス ガス

(出所:欧州委員会公表資料より作成)

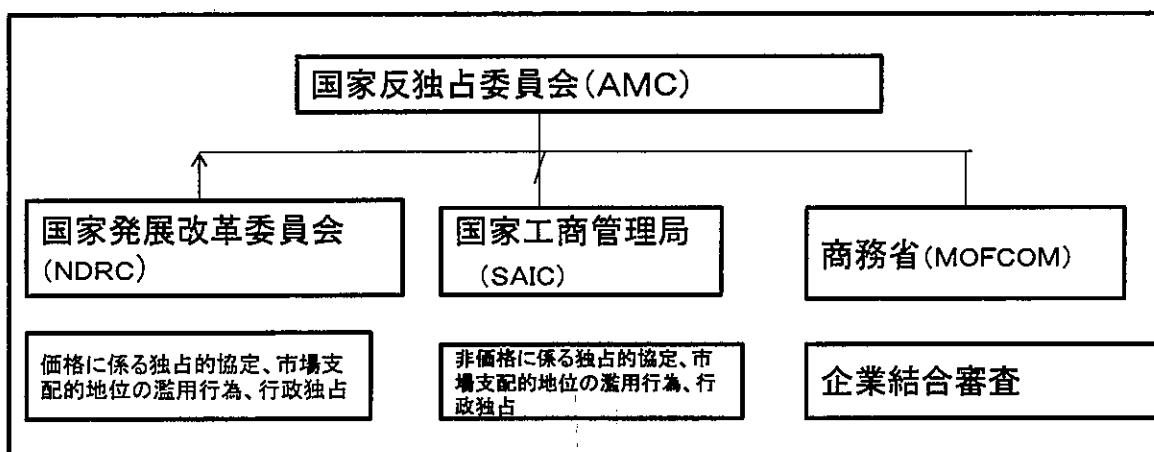
(日本企業が含まれる最近の事例)

- ベ어링カルテル 自動車用・産業用ベ어링について、欧州企業2社と日本企業4社がEU域内でカルテル (2014. 3)
総額9億5330万ユーロの制裁金。日本企業1社が免除
- 高圧電力電線カルテル 地域分割カルテル。欧州、日本、韓国企業11社グループに対し、総額3億163万ユーロの制裁金。親会社も制裁金の対象とされている。(2014. 2)
- 光ディスクドライブ(ODD)カルテル 日本、韓国、欧州等のODDサプライヤー8社、パソコンメーカー2社がEU域外で行為。総額1億1600万ユーロの制裁金
フィリップスが免除 (2015. 10)
- 電解コンデンサーカルテル(2015. 11 異議告知書) 現在調査中

14

3 中国

(1) 2008年に独占禁止法を制定 中国の競争当局は3つの機関



(2) カルテルに関する執行強化

- ・LCDパネル 3.5億人民元(約49億円)の制裁金(2013. 1)、価格法を適用
- ・粉ミルクの販売価格のつり上げ 欧米、香港企業に制裁金6.7億人民元(約128億円)

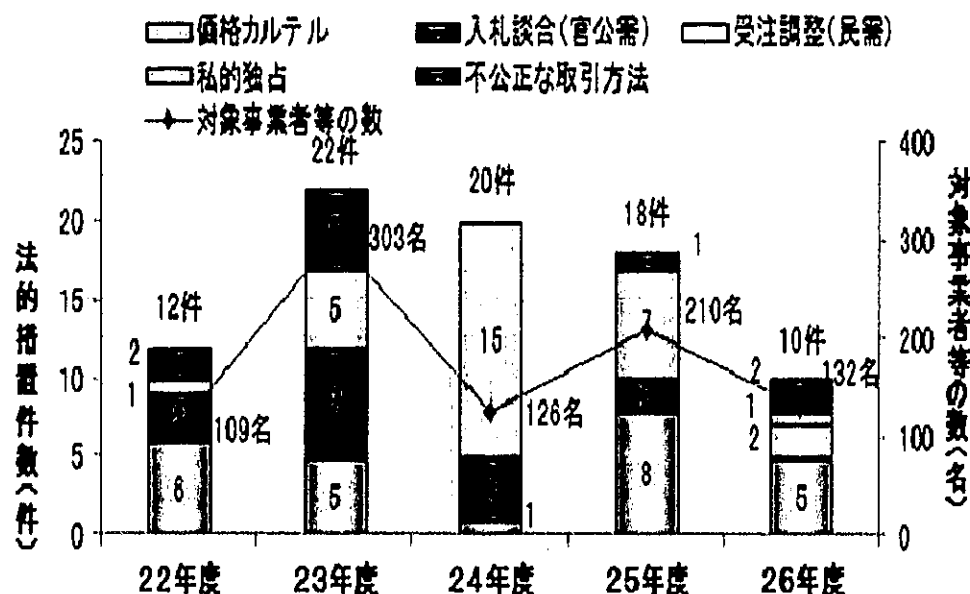
15

- ・自動車部品・同ベアリング（2014）
リーニエンシー適用 1位の申請者免除、2～3位は減額（売上高の4～8%）
- (3) 垂直的制限
 - ・中国の白酒メーカーが販売業者に対し、再販売価格を維持（NDRCの地方機関 貴州省物価局、湖北省物価局）
 - ・輸入自動車メーカーによる再販売価格維持行為及び販社らのカルテル
フォルクス・ワーゲン、アウディ
制裁金（売上高の6%）、販売店（売上高の1～2%）（2014）
 - クライスラーおよび同販社（2014）
 - メルセデス・ベンツ、日産・同販社（2015）
- (4) 市場支配的地位の濫用行為
 - ・医薬品販売会社：700万人民元の罰金
 - ・中国テレコム及び中国ユニコム
 - ・クアルコム 高価格設定、抱き合わせ・拘束条件付取引、不当な条件押し付け（60億人民元の罰金）
 - ・インテリジェント 不当な高価各設定 「確約」
- (5) 他の競争当局との協力関係
 - 米国：中国3当局と米国DOJ／FTCとの覚書（2011. 7）
 - 日本：商務省・公取との間で協力関係の覚書（2015. 11）

16

3 日本

図1 法的措置件数と対象事業者等の数の推移



17

図2：課徴金額等の推移

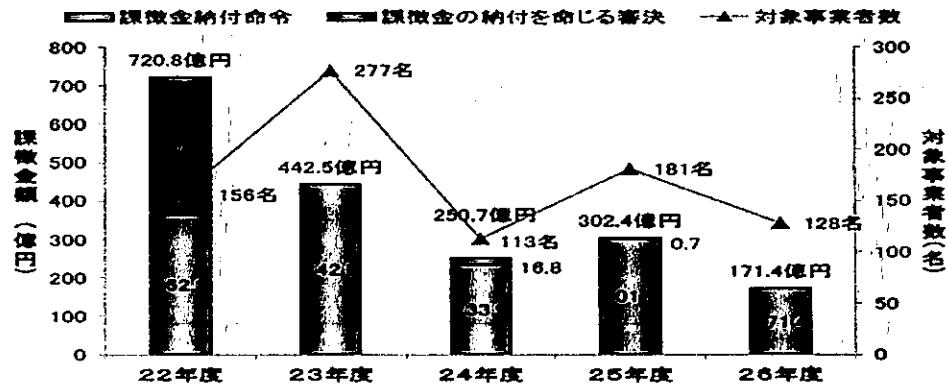
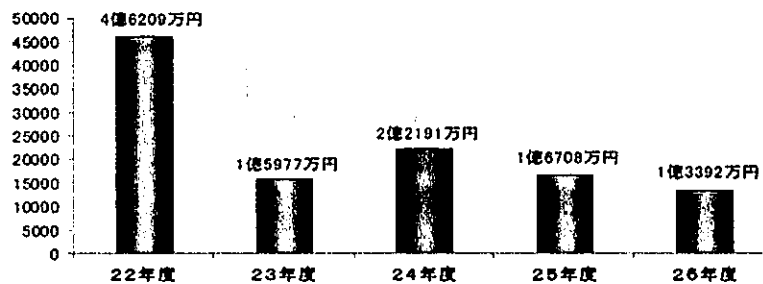


図3 一事業者当たりの課徴金額の推移



(公取委「26年度における事件処理状況」)

18

<課徴金が課された企業上位10社(2004～)>

	事業者名	年月	課徴金額 (億円)	対象製品
1	日本郵船	2014.03	131.0	自動車運送船舶運航
2	矢崎総業	2012.01	96.1	ワイヤーハーネス
3	積水化学工業	2009.02	79.7	塩化ビニル管及び継手
4	矢崎総業	2010.11	72.6	電設・電販向け電線
5	NTN	2013.03	72.3	軸受
6	クボタ	(2009.06)	70.7	ダクタイル鋳鉄管
7	住友電気工業	2010.05	67.6	光ファイバーケーブル
8	三菱重工業	(2010.11)	65.0	ごみ処理施設建設工事
9	日鉄住金鋼板	2009.08	63.4	溶融亜鉛めっき鋼板及び鋼帯
10	JFEエンジニアリング	(2010.11)	57.3	ごみ処理施設建設工事

(※()内は、平成17年改正前の独禁法の規定により審決がなされた時期、公正取引委員会の公表資料より作成)

19

5 国際カルテルに対する規制強化の背景は何か？)

- ① 各国でリーニエンシー制度の導入
- ② 領域外の行為に対する国際的な執行 (効果主義)
- ③ 競争当局間の協力体制
- ④ 企業サイド リーニエンシー制度の活用
⇒ 事件対象範囲、規制当局の拡大
(自動車部品国際カルテルから学ぶべき点)
 - 日本で行ったカルテルでも、当該製品を販売している国等の独禁法が適用されるリスク拡大。
 - 需要者からの価格引き下げ要請に対応するため、見積価格について情報交換し、納入する社を調整する行為は違法。
2社間の調整でも「市場」が成立
 - 会社には莫大な損害を与え、個人は実刑のリスク。
 - 損害賠償訴訟、株主代表訴訟

20

II ヘルスケア分野と独占禁止法

第1 我が国独占禁止法の概要

1 目的と禁止行為

○ 目的 公正かつ自由な競争を促進

誰でも自由に参入できる市場において、自ら商品の価格、生産数量を決め、お互いに競い合う。

⇒ 事業者の創意工夫の発揮、事業活動の活発化、望ましい市場が維持

⇒ 日本経済の活性化、発展

○ 3つの禁止行為

・カルテル ・私的独占 ・不公正な取引方法

21

カルテル

競争者間で共同して事業活動を制限し合うこと
(競争回避行為)

- ・3条後段で禁止。定義 2条6項「他の事業者と共同して相互に事業活動を拘束すること」
- ・意思の連絡が必要。明示の合意の他、「黙示の合意」、「共通の意思の形成」で足りる。
- ・市場への弊害「競争の実質的制限」

私的独占

他の事業者の事業活動を支配、排除すること

- ・3条前段で禁止。定義2条5項 市場シェア50%超の場合要注意。
- ・二つの違法行為類型 ①支配型 ②排除型、③ その混合
- ・事例 インテル事件、北海道新聞社事件

不公正な取引方法

公正な競争を阻害するおそれのある行為

- ・19条で禁止 定義2条9項 1号～5号及び6号（一般指定 15の行為類型を指定）
- ・「共同の取引拒否」、「差別対価による供給」、「不当廉売」、「再販売価格維持」、「優越的地位の濫用行為」 ⇒ 5つの行為類型：課徴金の対象 購買部門では特に優越的地位の濫用行為に留意

22

2 カルテル(不当な取引制限)

競争者間で共同して事業活動を制限し合うこと

ア 独占禁止法 2条6項

—他の事業者と共同して、相互にその事業活動を拘束し、遂行することにより一定の取引分野における競争を実質的に制限

- ・明示的に合意するほか、「黙示の合意」「共通の意思の形成」が認められれば、共同性が認められる。
- 市場への弊害要件「一定の取引分野における競争の実質制限」
ある程度自由に価格、品質、数量その他各般の条件を左右することによって市場を支配することができること。 ・市場の有する競争機能を損なうこと
・カルテル参加者のシェアは高いので、通常、支配力を有する。

イ 違法行為類型

- 価格協定 標準価格の統一、見積合わせ、値引率なども含まれる。
- 入札談合、受注調整 受注予定者、受注価格の決定
- 生産調整 生産数量、販売量、設備投資等の制限
- 市場分割、顧客、事業分野を制限する協定

これらの制限は「ハードコア・カルテル」。 各国とも当然違法 (per se illegal) となる。

23

ウ カルテルの認定のポイント

競争者間で 意思の連絡

- ・ 会合で一堂に会しなくても成立。電話、2社ごと、幹事が訪問して意見聴取、ゴルフ大会、飲み会・・・意思の連絡
- ・ 原料価格の値上げ状況、市場価格の状況

共通の意思 の形成

- ・ 競争メーカーも値上げすると確信、大手に追随して大丈夫、受注調整・・・受注予定者、競争者は譲ってくれるなど
- ・ 「決定」等は不要。お互いに認識し、認容。

結果の発生

- ・ 各社で値上げを決定し、ユーザーに通知
- ・ 応札、見積もり合わせを提出
- ・ 値上げ状況、交渉状況を報告

24

第2 ヘルスケア業界の過去の独禁法違反

1 ビタミンの国際カルテル T社がリーニエンシー・プラス

ホフマン・ラ・ロッシュの主導の下に、1989年から99年の間、ビタミンの種類別に販売数量、シェア・市場分割、価格固定・価格の引上げ。

米国・・・総額8億5000万ドルの罰金(1999. 9. 9 プレス)

D社 2500万ドル、T社 7200万ドル、A社 4000万ドル

EU・・・8社、総額8億5522万ユーロの制裁金(2001. 11. 21プレス)

● 日本・・・警告(2001. 4. 5公表)

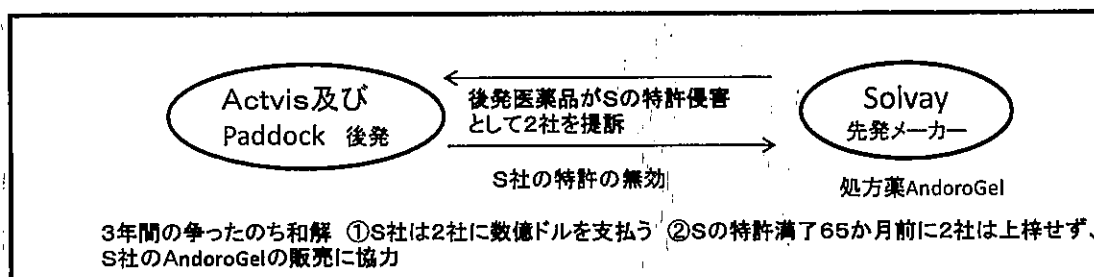
・ D社(ビタミンB5)、A社(ビタミンE)に対して T社は95年末に離脱か？

・ 過去3年間の販売実績をもとに、販売シェア、地域別の販売予定数量を決定、実施。(除斥期間が経過し、措置がとれず。)

25

2 リバースペイメント (Revers Payment Settlement)

(1) 米国



・ FTC: Solvay 社が特許に基づいて独占している利益を後発医薬品メーカーと利益を共有するもの。リバースペイメントによる和解がFTC法5条違反。連邦地裁に提訴。

・ 地裁判決: かかる和解は反トラスト法違反でないと判決。

第11巡回控訴審も地裁の判断を指示。

・ 最高裁判決: 控訴審判決を覆し、特許訴訟における和解は反トラスト法に基づく訴追も違法性の推定も免れることできない。通常の「合理の原則」による反トラスト法審査の対象となる。(5対3)

リバースペイメントによる和解は「競争に多大な悪影響を及ぼす場合が多い。」

(570U. S. 2013. 6. 17 FTC v Actavis, Inc.)

(注) リバースペイメントについては、公取委競争政策研究センターの報告書が参考になる。 <http://www.jftc.go.jp/cprc/reports/index.html>

26

○前記最高裁判決後、アストロゼネカ社とゼネリックメーカーであるランバクシー等とのリバースペイメントの和解に対する訴訟で原告敗訴(2014. 12 マサチューセッツ連邦地裁)

原告: 直接、間接の購入者

理由 アストロゼネカ社が市場支配力を有していたこと、当該和解が巨額かつ正当化されない支払いであるが、和解がなければ、ゼネリック医薬品が早く市場に参入できたとの立証がされていない。原告が立証責任を負う。(陪審裁判)

○ 他方、FTCは「リバースペイメント」に対し引き続き積極的に訴追する方針を表明。

FTC v Cephalon 同社が12億ドルを支払う旨和解(settlement)
(2015. 5. 28)

(参考)FTCスタッフレポート: 2010FY年中、113件の特許紛争解決。

うち31件がゼネリックの製品を市場に出すことが制限。このうち26件がfirst filer であり、first filerの上市が制限されれば、その後のゼネリックすべての上市が遅れ、消費者余剰が毀損。

<http://www.ftc.gov/opa/2011/05/mmareport.shtm>

27

(2) EU

○Lunbeck 事件 物質特許は期間満了、製法の特許が存在

オランダの先発医薬品メーカーLunbeckが抗鬱薬「Citalopram」について、後発医薬品メーカー4社との間でリバースペイメントを含む和解。

- ① ランベックは後発メーカーに多額の金銭を支払う
- ② 後発医薬品メーカーの流通在庫を買い取り、廃棄
- ③ 後発メーカーと流通契約を締結、利益を供与。

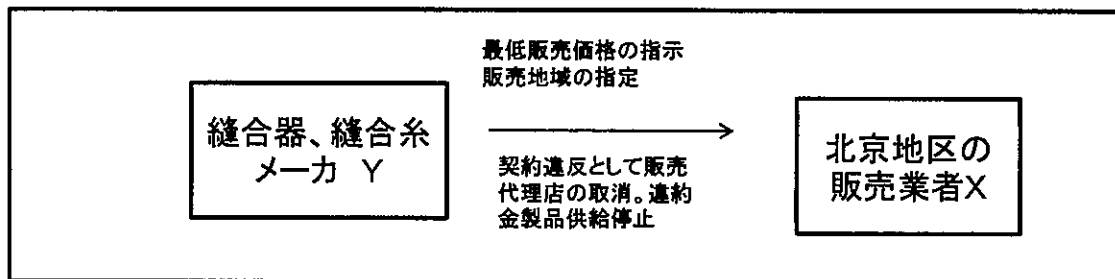
EU委員会は、後発医薬品メーカーがランベックの有する特許を迂回して市場に参入することが可能であるとして、ランベックと4社の行為が101条違反と認定。(2013. 6. 19)

→ ランベックに9380万ユーロ、後発メーカー4社に5220万ユーロの制裁金を賦課。

○ J社及がN社(スイス)事件: EU委員会は、鎮痛剤フェンタニルのゼネリックのオランダ市場への参入を遅らせるため、J社がN社に対価を支払ったとして、制裁金(546万3000ユーロ)を賦課。(2013/12.10)

28

3 再販売価格維持行為 (中国)



- ・ Xは、Yの行為が独占禁止法14条に違反し、Yの懲罰的措置により損害を被ったとして上海市第1中級人民法院(地裁に該当)に提訴 (民事事件)

○ 地裁判決 請求棄却

独占的行為の認定する証拠が不足し、行為と損害との因果関係が立証されていない。

○ 上海市高级人民法院 (高裁相当) 1審判決を破棄。(2013.8.1)

- ・競争を排除、制限する効果は 再販に関する独占協定の構成要件である。立証はXが負うべき。
- ・判決は、Yが強い市場地位を有し、本件再販売価格の制限はブランド内競争を排除するのみならず、ブランド間の競争をも排除する一方、制限による品質向上、フリーライドの防止などの明確な必要性、効果を立証されていないとして違法と認定。

所謂「合理の原則」を採用したものとして関心を集めた。

○ 他方、NDRCは 再販が原則違法であるとして摘発方針を堅持している。

29

4. 国内カルテル

- (1) 製薬工業協会事件(1983. 6. 30 8-1-4)
薬価基準の改定に際し、流通委員会、同幹事会で、
・医療機関のスライドダウンに応じず、現行納入価格を維持
・大幅な薬価差を求める医療機関との取引を避ける、
・納入価格のばらつき幅を縮小する 等決定、
また、製薬協および卸連に対し、上記事項の会員への通知、
周知徹底を求めた。
- (2) 薬価改定時における卸業者のカルテル(2002. 1. 21)
宮城県所在の医療医薬品卸9社; ①得意先等の争奪禁止、
②自社札について、医療機関別に提示する値引率を決め、こ
れを目途とすることを決定。課徴金総額5億3679万円
2社が不服申し立て、訴訟 (敗訴)

30

(3) ワクチン 価格維持、生産数量・販売先の一元化

- 豚コレラワクチン事件(1975. 10. 27)
代表者級の会合で、8社別の生産数量・時期、販売先を動ワ
ク協組のみとすることを決定し、実施。
- 動物用生物学的製剤製造販売業者10名(同上)
営業部長級の会合で、主要製剤の販売価格の維持、引き上
げを決定し、実施。

31

(4) 入札談合

○ T社、S社及びH社の3社は、横浜市が市民病院において使用する医療用エックス線装置の一般競争入札又は指名競争入札において、受注希望の有無、市職員が示した評価、過去の受注実績などを勘案して、3社の話し合いにより、受注予定者を決定(談合)

→ 3条後段違反 課徴金

* 大阪市発注の保険所等向けの同装置及び(財)結核予防会発注の特定健診車向けなど4件

○ 宮城県市町村の発注するワクチン類

同県下のワクチン類の販売業者らは、受注価格の低落防止を図るために談合 (エーシンら12名に対する件

1992. 3 . 10) (課徴金エーシン 25万円)

32

5 流通問題(国内) 再販売価格維持等

(1) エーザイ (1991. 8. 5 旧一般指定12項1号、法19条) 現行2条9項4号イ
ユベラックの希望小売価格維持のため、

①小売業者に価格維持の徹底、②全国的に試売し、安売り店に是正指導、
③転売防止(流通ロット番号を付す)、④新製品の包装箱に、取扱い小売業者名等を印刷、希望価格の維持、転売しないことを契約に盛り込むなど、希望価格の維持、転売の防止を実施。

(2) 佐藤製薬(1993. 6. 29 旧一般指定12項1号法19条)

ユンケルについて、再販小売価格を指示。これを守らないものあるいは転売をした小売店に対し、出荷制限等の措置。

(3) (参考) (社)滋賀県薬剤師会 (2007. 6. 18 法8-1-4)

広告制限。量販店に対し、新聞折り込みチラシに医薬品の販売価格表示をしないようにさせた。

● 流通取引ガイドラインの見直し 2015. 3. 30

<http://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/h27/mar/150330.html>

33

(3) 価格広告の禁止 (拘束条件付取引 一般指定12項違反)

● J社は視力補正用レンズ

販売高1位で一般消費者から高い評価を受けていたA商品の販売に際し、小売業者が一定の粗利を確保することがA商品の販売促進につながると認識し、

①取引先小売業者に対し、広告においてA商品の販売価格を表示しないよう、広告を行う場合には出荷の停止もありうる旨通知

②また、特定大口取引先小売業者に対し、販売目標数量の設定し、その達成とともに、ダイレクトメールを除く広告において販売価格の表示をしないように要請。これに反する場合には、有利な納入価格の是正、リベートを支払わない、有利な取引契約の更新をしないこと

J社は、取引小売業者にこれを守らせた。

→ 取引業者の事業活動を不当に拘束

34

7 公取委の相談回答 事例1

○ 医療機器メーカーが、取引先事業者に対し、当該メーカーの医療機器Aのうち、通信販売で行うことのできない調整を行ったうえで販売することが不可欠なもの*について通信販売を行う事業者への販売を禁止することは独禁法上問題となる者ではないと回答

* A機器は特殊な機器を用いて消費者の体の状態を実際に計測し、その計測値にあわせた機器の設定等を修正したうえで、消費者に使用感を聞き、調整を行わなければ性能発揮が著しく阻害される商品。

①制限は必要最小限のであり合理的な理由がある。

i 調整を行わなければ、性能発揮が阻害、ii 調整は通信販売ではできない、iii 対象商品を限定、

② すべての取引先に同等の制限が課されていること

③ 価格維持の制限を目的に行うものでないこと

35

- 医療機器メーカーが医療機関と直接価格交渉をし、決まった価格で納入するように卸業者に指示する行為は再販売価格維持に該当するか？

(回答)

医療機器メーカーXが、医療機関A会との間で直接価格交渉し、決まった当該価格で納入するように卸業者Bに指示したとしても独占禁止法上問題とならない。

実質的には、XがA会に属する病院に直接販売し、Bが取次として機能しているもの。

36

III 外国競争法コンプライアンスの推進

1 各社の現状 国内のコンプライアンス体制に比較して外国競争法への取り組みはかなり遅れている。

	マニュアル	国内競争法	同業他社との取り組み	同業協会への取り組み	社内での取り組み
国内独禁法	63.3%	79.7%	56.3%	54.8%	52.9%
外国競争法	17.4	26.6	27.7	25.9	27.9

○ 海外の子会社等において、所在国、地域の競争法に係る何らかの取り組みはしているものの(EU(58.2%)、米国(55.8%))、外国競争法コンプライアンス・マニュアルの策定、研修の実施は、ほとんどの企業で未だ取り組んでいない。

米国(6.6%、11.1%)、EU(6.0%、9.4%)

(公取調査結果より 2015.3)

37

(前提) 外国競争法の特徴を踏まえてリスクを的確に把握、最小化していくことが重要

(法制、運用のリスク)

- ・違反行為に対する厳しい制裁
- ・カルテルに係る成立要件等の相違、刑事訴追か行政措置か
- ・調査妨害・非協力に対するペナルティーが厳しい
- ・リーニエンシー制度の相違

(複数国・地域で調査、訴追されるリスク)

- ・ブラジルのようにかなり遅れる国がある。
- ・他の当局に提出した資料の扱い

(民事損害賠償訴訟)

- ・制度の相違 クラスアクション
- ・証拠資料の提出、データ・コレクション

38

(参考1) 公取は各社にコンプライアンス体制の構築を促している。

研修等による
未然防止

- ・独占禁止法コンプライアンス・マニュアルの策定
- ・社内研修の実施
- ・法務相談体制の整備
- ・社内懲戒ルールの策定
- ・同業他社との接触ルールの策定

監査等による
確認と早期発見

- ・独占禁止法監査の実施
- ・内部通報制度の整備
- ・社内リーニエンシー

危機管理

- ・経営トップのイニシアティブによる迅速な対応と的確な意思決定
- ・原徴金減免制度等の積極的活用
- ・有事対応マニュアルの事前整備
- ・的確な社内調査の実施

(「企業における独占禁止法コンプライアンスに関する取組状況について」
公正取引委員会(平成24年11月28日))

39

(参考)株主代表訴訟

- 会社を与えた損害(課徴金、罰金、損害賠償その他)について、取締役への損害賠償
 - 1) 違法行為に関与して役員
 - 2) 違法行為の防止について義務違反のあった役員
- 法令違反により課徴金が賦課されたことを理由に株主代表訴訟が提起される事例が増加
 - (例) 五洋建設の元取締役ら(2007年港湾工事談合事件)
 - 神戸製鋼所の元取締役ら(2006年橋梁談合事件)
 - 住友電工 (2010年光ファイバー、2012年自動車ワイヤーハーネス)
- 住友電工株主代表訴訟
原告株主 2012年5月役員らの提訴請求。会社側が提訴しなかったため、取締役など17人提訴 (大阪地裁)
2014年5月 和解 経営陣が会社へ解決金 5億2000万円を支払う。
和解内容には、原告側が求めていた原因究明のための外部委員会の設置、社内研修などの再発防止策が盛り込まれた。
解決金はコンプライアンス体制の推進に充当。

40

Ⅳ M&Aと外国競争法

1 対外M&Aが活発化

日本企業による海外企業の合併・買収(M&A)が増加。
2014年のM&A取引金額は約3.5兆ドル。
買収案件も大型化。(ジェトロ、野村総合研究所)

2 米国の企業結合審査 FTC及びDOJ

- ・ハードスコット・ロディノ法に基づく2014年の届出件数は1,663件
(前年1,326件、1.25倍) リッセション前とほぼ同水準
- ・メガマージャー 5億ドル以上525件で全体の32%

➤ 2次審査案件は51件 (届出件数の3.2%)

このうち、33件が当局からチャレンジされた。

- ・ FTC 17件 DOJ 16件

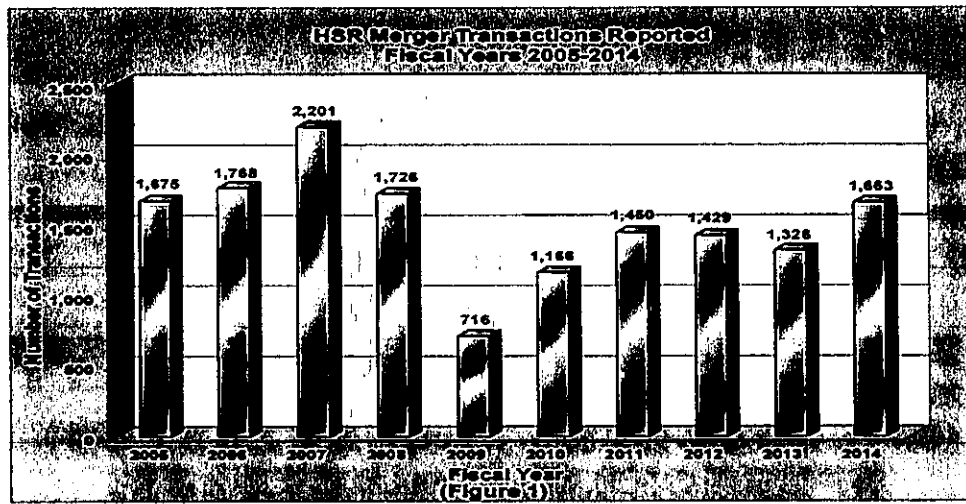
内訳 FTC: 13件 同意命令(協定)、3件 計画を断念等

1件FTCが地裁に緊急停止命令の申し立て⇒ 当事者が断念。

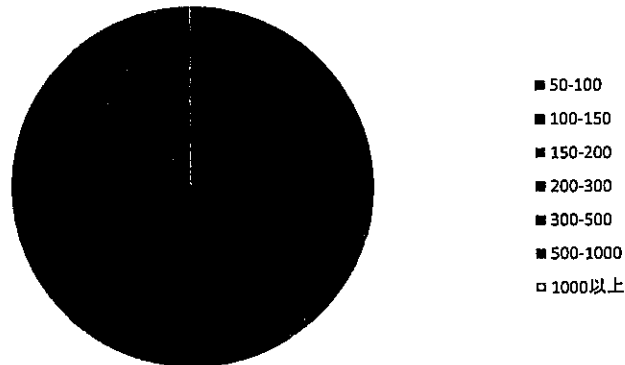
DOJ: 7件地裁に提訴。DOJが同時に(settlement)を提出

9件当事者が計画を断念(4件は直ちに断念、5件は計画変更)

41



2014年 規模別届出件数の割合



42

3 EUIにおける企業結合規制の状況

2015年における計画の届出件数は、337件(昨年303件)。多くの事案は1次審査で終了しており、11件が二次審査が開始され、7件が問題解消措置をとること
で共同体市場と両立するとされた。

禁止事例は90年からの統計で24件ある。

	2010	2012	2012	2013	2014	2015
届出件数	274	309	283	277	303	314
第2次審査開始	4	8	10	6	8	11
問題解消措置付 で決定	2	1	6	2	5	7
禁止決定	0	1	1	2	0	0

43

3 日本の企業結合の動向

平成26年度の企業結合の届出件数は275件。2次審査に移行したものは3件である。年度内に問題解消措置を取り、認められた者は3件。
日本企業と外国企業との統合計が7件、外国企業同士の統合計画は23件。

平成	22	23	24	25	26
届出件数	265	275	340	257	275
2次審査開始	1	4	6	4	3
問題解消措置を 前提に問題なし	2	3	3	1	2
排除措置命令	0	0	0	0	0

(注)ビジネス法務2011. 11号、公取公表資料から作成
届出制度が法改正された22年度以降とした。

44

2 企業結合取引に係る独占禁止法上の問題点

1. 対象企業の調査(due diligence)、契約締結交渉等

- 対象企業の評価及び契約締結交渉等に伴う情報交換活動については、カルテルや協調的行動の問題に対する注意が必要
 - ・ 製品の販売価格、取引先、生産能力等の重要な競争手段に関する情報交換・共有の回避
 - ・ 交渉担当者と営業担当者の分離、交渉用の資料は通常の営業活動に用いる資料とは別に作成すること、情報へのアクセス権の制限等、社内における情報遮断措置の構築

2. 取引完了前の協調的行動

- 取引完了前に、取引関係の維持や利益確保等のために当事会社間で協調的行動を行うことについても、カルテル等の問題が発生し得る
 - ・ 共同の価格交渉、製品仕様の統一化等
 - ・ 共同研究開発、原材料の共同購入
 - ・ Gun Jumpingの問題

3 国際的なM&Aと独禁法上の審査手続

(1)届出を必要とする国、地域の特定・・・* 国外で行われるM&Aであっても各国とも管轄権を主張

－届出の要否を検討し、早急に確認。

- ・子会社、関連会社の所在地
- ・製造設備等の所在地
- ・取引先の所在地

(2)届出の要否に関する分析

- － 具体的な届出基準は国毎に異なる。主に以下の諸要素に基づき、届出の要否に関する個別的な分析を行う
 - ・ 売上高、収益
 - ・ 市場シェア
 - ・ 資産
- － 届出の時期、届出義務の対象とされる取引の範囲等についても、国毎に異なる規制が存在する
 - ・ 事前届出か、事後報告か。
 - ・ 義務的届出制度か任意的届出制度か。
 - ・ 株式保有割合が小さい場合

40

(参考) 米国及びEUにおける届出基準

国	届出要件
米 国	(1) 通商要件 (Commerce Test) - 通商又は通商に影響を与える活動に従事していること (2) 当事者規模要件 (Size of Person Test) - 一方当事者の売上高又は総資産がすくなくとも1億3030万ドル; - 他方当事者の売上高又は総資産がすくなくとも 1300万ドル (3) 取引規模要件 (Size of Transaction Test) - 株式又は資産の価格が6520万ドル以上 - 取引額が2億6070万ドル以上の場合、上記当事者規模要件は不要
E U	<u>第1次要件 (Primary Thresholds):</u> (1) 当事者全体の全世界売上高が50億ユーロ以上; (2) すくなくとも2社それぞれのEU域内売上高が2億5000万ユーロ以上;但し、 (3) 各当事者がEU域内売上高の2/3以上を同一加盟国内で得ていない <u>第2次要件 (Secondary Thresholds):</u> (1) 当事者全体の全世界売上高が25億ユーロ以上; (2) すくなくとも3加盟国のそれぞれにおける当事者全体の売上高が1億ユーロ以上; (3) 上記3加盟国において、すくなくとも当事者2社の売上高が2500万ユーロ以上; (4) すくなくとも当事者2社のEU域内売上高が1億ユーロ;但し、 (5) 各当事者がEU域内売上高の2/3以上を同一加盟国内で得ていない

(3) 審査期間の確認

－ 企業結合の審査手続・期間も各国毎に異なる

<EU>	25 営業日	90 営業日
<アメリカ>	30 暦日	30 暦日
<中国>	30 暦日	最大 90 暦日 延長 60 日まで
<日本>	30 暦日	90 暦日

－ 多くの国の企業結合規制は、待機期間中の取引完了を禁止

→ 契約の締結から取引の完了、事業活動の開始に至るまでの計画を策定する際には、企業結合審査に要する期間を十分に考慮することが重要

48

(参考) 各国のセイフハーバー基準

日本

	1500以下	1500～2500	2500超
150	◎	◎	◎
150～250	◎	◎	
250超	◎		

米国

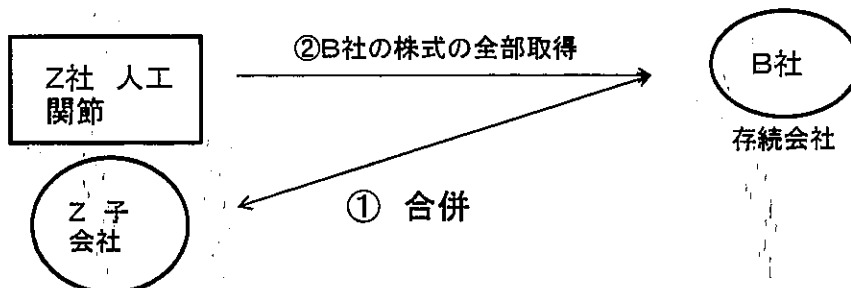
	1500以下	1500～2500	2500以上
100以下	◎	◎	◎
100～200	◎	Significant concerns	Significant concerns
200超	◎	Significant concerns	

EU

	1000	1000～2000	2000以上
150以下	◎	◎	特別の事情以外◎
150～250	◎	◎	
250超	◎		

49

具体的な事例 Z社/B社 水平的競争関係 問題解消措 を求めた事例 米国、EU



- 1 商品分野 人工・股関節、膝(UKA、TKA)、肩、肘に分け、需要の代替性、供給の代替性、供給事業者等から「市場」を確定
- 2 競争の実質的制限 セーフハーバーに該当(人工股関節)するものを除外。
UKA: 合算シェア90%、競争者との格差大、ZとB社とは従来活発に競争、人工関節置換は他の治療法によって変ええない、医療機関からの価格引き上げ抑止圧力は限定的、⇒ 当事会社は統合後価格等をある程度自由に左右する状況が現出。人工肘関節も同様 15条、10条に違反

- 3 対応措置 当事者は、①UKA市場の50%のシェア、人工関節の20%の有力ブランドに係る有形資産、知的財産権等を一定期間内に譲渡する、②譲渡先は公取の同意を得る、③譲渡先が見つからない場合は、独立した第3者が事業を売却との問題解消措置を提出(2015. 3)
- 4 米国 (2015. 8同意命令)、EU(2015. 3 条件付き承認) 関係当局が情報交換して審査を実施。

50

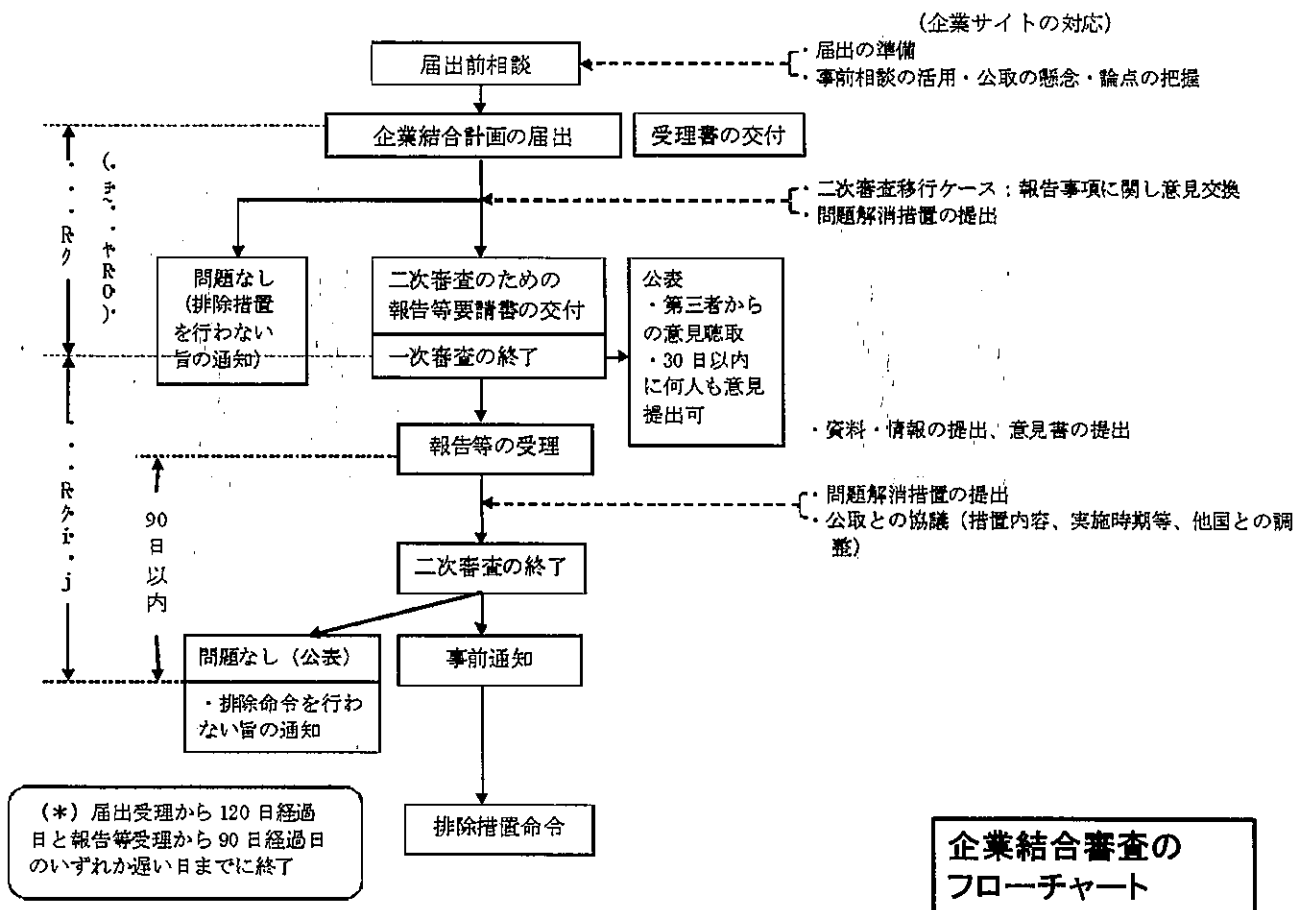
具体的ケース 2 パナソニック/三洋

問題商品	民生用ニッケル水素電池①	円形リチウム一次電池②	コイン型リチウム二次電池③	自動車用ニッケル水素電池④
日本		×		弊害生じない
EC	×	×	×	弊害生じない
米国(FTC)	×			弊害を生じない
中国(商務省)	×		×	×

問題となった3商品分野……対応措置

- 1 ①民生用ニッケル水素電池 三洋エナジー・ワイセル(高崎)の全株式をFDKに譲渡、知的財産権の譲渡・ライセンス等。
- 2 ②, ③ 円筒形リチウム1次電池、コイン型リチウム2次電池 三洋エナジー鳥取の全株式をFDKに譲渡、知的財産権の譲渡・ライセンス等
- 3 自動車用ニッケル水素電池 日・米・欧: リチウム二次電池への代替が急速に進み、価格支配が生じないと判断。(日:隣接市場からの競争圧力)
中国: 同市場の集中が進むとして、対応策を求めら。
①同事業を第3者に譲渡。②中国の合併企業への出資比率の引き下げ等

51



52

企業結合に関する届出制度

形態(関係法条)		届出を要する場合の概要
株式取得(第10条)		① 企業結合集団の国内売上高を合計した額(「国内売上高合計額」)200億円超の会社が ② 株式発行会社とその子会社の国内売上高を合計した額が50億円超の株式発行会社の株式を取得し ③ 議決権保有割合が20%又は50%を超えることとなる場合
合併(第15条)、 共同株式移転(第15条の3)		① 国内売上高合計額200億円超の会社と ② 国内売上高合計額50億円超の会社が ③ 合併(又は共同株式移転)をする場合
分割 (第15条の2)	共同新設分割	① 国内売上高合計額200億円超の会社と ② 国内売上高合計額50億円超の会社が ③ 共同新設分割により設立する会社に事業の全部を承継させる場合 等
	吸収分割	① 国内売上高合計額200億円超(50億円超)の会社が ② 国内売上高合計額50億円超(200億円超)の会社に ③ その事業の全部を承継させる場合 等
事業等譲受け(第15条)		① 国内売上高合計額200億円超の会社が ② 国内売上高30億円超の会社から事業の全部の譲受けをする場合 等

注1 「企業結合集団」=当事会社の「最終親会社」及びその子会社からなるグループ

注2 「議決権保有割合」=企業結合集団ベースで保有する議決権の割合

53

4 自動車部品の国際カルテル

事件名	関係企業	日本(命令月日) 課徴金総額(円)	諸外国の動き
ワイヤーハーネス	矢崎総業、住友電工、フジクラ、古河電気(○)	H24.1.19 128億	米国: 3社6億9000万ドル(古河、矢崎、フジクラ)の罰金 EU: 制裁金総額1億4100万ユーロ)
オイルネーター、スタータ、ワイパーシステム	三菱電機、ミツバ、ティラド、カルソニックカンセイ、日立オートモティブシステム、デンソー(○)	H.24.11.22 33億8883万	米国 5億3475万ドル(日立オートモティブズ、ミツバ、三菱電機、ティラド) * EU: なし
ヘッドランプ、リアランプ	小糸製作所、市光工業、スタンレー電気(○)	H25.3.22 46億7869万	米国(小糸、スタンレー電気: 5804万ドル) EU: なし
軸受け	NTN, 日本精工、不二越、ジェイテクト(○) * 自動車用の他に産業用を含む。	H25.3.29 133億6587万	米国(Jtekt, NSK)1億7147万ドル、 EU: 6社(Jtekt, NSK, NFC, NTNなど)9億5300万ユーロ、他に、豪州;シンガポール当局
自動車用防振ゴム	ブリジストン、東洋ゴム、山下ゴム	日本 なし	米国 3社に対し、5億5600万ドル * EU: なし

(各国の公表資料より作成)

54

4 嚴罰化

□ 自動車部品 自動車ワイヤーハーネス

<米国司法省>

- ・自動車ワイヤーハーネス等について、自動車メーカーごとに受注調整、価格カルテル等
- ・古河電工、矢崎総業、デンソー、フジクラ4社、有罪答弁に応じ罰金総額7億6800万ドル
個人11人有罪答弁に応じ拘禁刑(1年1日~18月)。(2011. 9. 29~2012. 4. 23)

<日本>

- ・矢崎総業、住友電工、フジクラ、古河電工の4社、自動車メーカー別に量産価格低落防止のため、入札談合。
- ・ 3社 課徴金総額128億 9167万円 (2012. 1. 19)

課徴金金額			課徴金減免
1	矢崎総業	96億 713万円	30%減額
2	住友電工	21億 222万円	50%減額、 * 1件 免除あり
3	フジクラ	11億8232万円	30%減額
4	古河電工	0	免除

<EU> 現在調査継続中

55

○オイルネーター、スターター、ワイパシステム、ラジエータ等

＜日本 公正取引委員会＞ (2012. 11. 22)

5社に排除措置命令、4社に対し総額33億8883万円の課徴金

○自動車用軸受け、産業機械用軸受

＜日本＞ 公正取引委員会: 3社および従業員7名を告発(2012. 6. 14)

東京地裁判決 2社 (1社、従業員2名訴訟継続中)

	法人	個人	判決日
FU社	1億8000万円	2人(1年、1年2月の懲役、いずれも執行猶予)	2012. 12. 28
NS社	3億8000万円	3人(2人1年2月の懲役、1人懲役1年、いずれも執行猶予3年)	2013. 2. 25

○軸受け・EU委員会、米国司法省が調査開始(2011. 11)、韓国公取委(2012. 7)、シンガポール強行当局が調査開始(2013. 2)

56

□ 液晶ディスプレイパネル事件

＜米国司法省＞

- ・テレビ、パソコン向け液晶ディスプレイの国際価格カルテル(2008. 11～)
- ・日本企業2社: 特定ユーザー向けの価格情報交換、見積価格の話し合いも違法。
台湾、韓国企業はLCDの国際的価格カルテル。

・8社 有罪答弁 罰金総額8億9000万ドル、22人の幹部社員が略式起訴される。

・台湾企業及び同米国子会社 正式起訴され、法人5億ドルの罰金
元社長ら3年の拘禁刑及び20万ドルの罰金

＜EU＞

- ・韓国、台湾のメーカー6社に対し、総額6億4800ユーロの制裁金
(2010. 12. 8) サムソンがリーニエンシー申請
- ・2001年10月から2006年2月まで、LCDの価格(価格幅、最低販売価格等)、生産数量の調整に合意。DRAMの国際カルテル摘発後も、秘密裏にカルテルを継続。

＜中国＞

- ・サムソン電子など6社に対し、総額3億5300万元(約49億円)の制裁金等。
国際カルテルに対する初めてのケース。1998年価格法を適用
(*TVメーカーに対する無償保証期間を18か月から36か月に延長する措置)

57

5 領域外で行われる行為に対する各国競争法の適用

- グローバル経済の下では、カルテルの合意が複数の国でなされ、また、競争制限の悪影響は多数国にまたって生じる。

米国： 領域外で行われた行為の直接的、実質的、合理的に予見可能な効果が米国に及ぶ場合には、反トラスト法を適用。(効果主義)

EU： 競争制限行為の一部でもEU域内で実行されていれば、EU競争法を適用。(客観的属地主義)

- 競争制限効果がある国市場に悪影響を与えている場合には、当該国の独禁法が適用される可能性
- カルテル対象の商品が販売されている国、地域の独禁法が適用されるおそれ。リーニエンシー申請するか否か専門家の意見を求め、迅速な対応。
- しかし、競争当局間では、「消極的礼讓」を働かせることが求められる。

58

6 米国における刑事罰の強化 一個人の刑事責任の追及

- 罰則の引き上げ 企業 1億ドルの罰金、個人 100万ドル以下の罰金及び10年以下の拘禁刑(2004年改正)
- 反トラスト法違反に対し、実行行為者への厳罰化により、違反行為の抑止を図るとの方針。
個人の拘禁刑は、07年以降30月を超えるようになってきている。
- 外国人の犯罪について、90年代は抑制的な執行
しかし、07年以降外国人に対しても厳罰で臨むようになってきている。
(07年に科された外国人の平均 12月)
- 日本企業のこれまでの対応
- 反トラスト法違反は重罪。日米両政府間で条約に基づき引渡しされるおそれ
 - ー 逃亡犯罪人引渡法(昭和28年法律68号)
 - ー 日米間の犯罪人引渡条約(1978年、1980年発効)
 - ー 独禁法に違反する罪が引渡の対象となる犯罪に挙げられている。

59